

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

第15回総合規制改革会議 議事概要

1. 日時：平成13年12月7日（金）16：00～17：00

2. 場所：合同庁舎4号館共用第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）宮内義彦議長、飯田亮議長代理、生田正治、奥谷禮子、神田秀樹、河野栄子、鈴木良男、清家篤、高原慶一朗、八田達夫、村山利栄、森稔、米澤明憲の各委員

（政府）石原規制改革担当大臣、松下副大臣

（事務局）〔内閣府〕坂政策統括官、岡本審議官、梅村審議官、竹内審議官、磯部審議官、吉原事務室長、長屋事務室次長、西参事官、松山参事官、松葉参事官、二川参事官

4. 議事次第

（1）案文審議・決定

（2）その他

5. 議事

○宮内議長 それでは、定刻でございますので、ただいまから第15回「総合規制改革会議」を始めさせていただきます。本日も、お忙しいところ皆様方御出席いただきまして、ありがとうございます。

なお、石原大臣と松下副大臣は、ちょっと遅れられておりますが、後ほど御出席をいただくことになっております。委員の皆様方の中で、佐々木委員と八代委員が今日は御欠席でございます。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきたいと思います。

本日は、答申の案文を最終的に御確認いただき、当会議の答申案として決定させていただきたいと思います。

まず、本答申のタイトルにつきまして、お手元にタイトル案ということで、「規制改革の推進に関する第1次答申」というタイトルを案としてつくらせていただきました。まず、これから議論を始めたいと思いますが、このタイトルにつきまして、何か御意見ございませんでしょうか。

特段ございませんでしたら、これがベストのタイトルかどうかわかりませんが、

一応表題を付けるということで、このようにさせていただくということでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○宮内議長 また、副題というものを、前身の委員会では付けたこともございますが、もし副題をこういうものを付けたらどうかというような御提案がございましたら、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○宮内議長 それでは、副題なしの「規制改革の推進に関する第1次答申」という形にさせていただきます。

それでは、案文に入らせていただきたいと思います。前回会議から、本日までの間に、関係各府省等と詰めを行った各論の部分につきましては、議長代理、主査と私とで、御一任いただいておりますので、前回の案文から変更になった主な点につきましては、各分野の主査から順次御説明いただくということをお願いしたいと思います。

それでは、各論に入ります前に、案文の構成に従いまして、まず「はじめに」につきまして、吉原室長から御説明をお願いいたします。

○吉原室長 お手元の資料でございますけれども、2ページをごらんいただけますでしょうか。先回、御説明いたしましたときに、会議の場、それから会議終了後にも八代先生、奥谷先生、生田先生の方から御意見をいただきまして、2か所ほど変更をしております。まず、上から7行目ぐらいでございますけれども、「公的主体（その規制下にある非営利団体等を含む）」ということで、意味を明らかにしております。

そのすぐ下でございますけれども、「可能な限り株式会社を含む」という一節を八代委員の御意見に従って挿入をしております。

同じページの下から2行目辺りでございますが、これは奥谷委員、生田委員の方の御意見を踏まえまして、「コストの合理化や生産性の向上」というふうな文言を入れさせていただきます。

3ページが一番最後の部分、これは前回ペンディングになっておりましたけれども、IT本部の進捗状況を踏まえて、ごらんいただくような文章に直しております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。特に何か御質問等ございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。それでは、各論に入らせていただきます。本分につきましては、医療から順次目次に従って、変更点等を御説明いただくということにさせていただきたい

と思います。

それでは、一番最初が医療でございますので、鈴木主査からお願いいたします。

○鈴木委員 医療について御報告申し上げます。医療につきましては、大変広範な範囲からヒアリングをさせていただいて、かつ関係者、省庁とも、数度にわたる打ち合わせというのをやってまいりまして、実は先週の金曜日にファイナルに確定したわけでございます。

確定したわけでございますが、ごらんになった表を見ますとわかりますように、白抜きが幾つか入っております。これは言わずもがな、筋からの御要望が起こってきたということで、筋は2つあります。おわかりだと思いますから、それ以上のことは言いません。

これに関しては、この会議の終わった後で、議長及び議長代理に御相談させていただいて、決定をいたしたいというふうに考えております。

今までと変わった点でございますけれども、1つは医療経営における株式会社問題というのが、白抜きになっていきますからわかりませんが、変わったものがまた変りそうだということございまして、白抜きになっておりますけれども、一応厚生省との間では、この問題というのは、一つのあるイズムの合戦みたいなところがあるわけで、本当はイズムではなくて、既存の医療機関というものが、株式会社というものをよほど怖がっておられるというのが本当のところであって、それがイズム化しておる問題ですけれども、この問題につきましては、私は株式会社の導入というのは当然の問題であって、何も全員が株式会社になれなんて言っておるわけでは毛頭ないんで、株式会社になりたい人がなると何が悪いと、それだけの単純なことを言っておるわけですけれども、その問題について、医療の問題はあらゆる面において、これまでの医療改革の中で、唱えられたけれども中途半端にしか終わっていなかったという問題に対して、ほとんど決着型の形で処理をしてきましたので、しかも一番大事なことは何かと言ったら、医療のようなものがIT化というものを促進して、カルテからレセプトができるというもの、そして更にEBMというものをしっかり行って、医療の標準化をする。そして、出来高払い制度から脱却して、腕のいい医者、力のある医者がきちっとした報酬を得て、そうではない人たちが淘汰されるという、いわゆるDRGPPSと言っていますけれども、そういうようなシステムをねらうというのが、最初の本質的な問題であるということございまして、その点は貫き通しております。

その他、医療の世界というのは、いわゆる一種の社会主義なんですね。ということは要するに、負担者と支払い者というものが違うということは、これは社会主義の仕組みその

ものです。ですから、したがってこの中で市場原理の導入というものは、なかなか限界があつて難しいということだけれども、できる限りの競争を入れたいというのが、それで保険者機能を強化して、保険者が審査・支払いをするということを通じて、医療機関というものの間の競争というものを促進しよう。

もう一つの仕組みが、そこに違ったカルチャーの人たちが入ってきてやっていくということも容認する株式会社の参入という、この2つの競争の仕組みが本質ではないかというふうに思っているわけですが、何せ何十年間一つも動いたことのないところでございますから、そこを動かすときに全面戦争をやつて、果たして通るのか通らないのか、得か損か、その問題を深刻に考えたわけですが、私はやはり全面戦争をやつて、不毛の議論を繰り返してはつまらないということで、株式会社問題については、来年送りにさせていただきたいということを、前からちよろっと申し上げておりましたけれども、そういうふうな形で処理させていただいたということですが、表現を巡つてなお問題がありますので、調整中とさせていただいております。

理事長要件につきましては、この前は、要するに、廃止を含めて検討するというふうに書いてございましたけれども、株式会社問題をそう送るとしたら、株式会社化していくということが、医師だけのギルド世界に閉じ込めないということがまず先にやられるべきで、そうしましたら理事長要件というものを廃止するということからまず手を付けて、そして本丸に攻め込むということをポイントとしまして、理事長要件の廃止を含めて検討すると従来はなつておりましたけれども、廃止するというふうに明言して、これをやめてもらうというふうに変えたわけでございます。

そして、薬についてなんですけれども、これも大分、事務局長さんと3回にわたつて議論をしてまいりましたけれども、どうしても医薬品というのを一般小売店で売るのに対して、厚生省としてはそれに踏み切れないということでございまして、その代わり医薬部外品にすると、ではかぜ薬も医薬部外品にするのかと、専門家がいいと言つたらしますだなんていう議論になってしまうわけですが、かぜ薬が問題であつて副作用があると言ふんだつたら、何も薬として売つて、そして自分が用意しておる薬があつたら、それはコンビニで買えばいい話であつて、それを無理して医薬部外品と言つて、薬ではないよと言つておいて、そしてやっていくというのは、むしろ消費者を混乱させる問題であるから、したがつて第2ジャンルというのをつくるのが正論だと、私は思つておりますけれども、表現はそんなふうになるような、あるいはならないようなというような形にしてございませうけれども、これは対立のままというのが本当のところでございます。したがつて、来年

度に決着を付けるようにしたいと思います。

ちなみに、これはその筋から話があって、昨日でございましたけれども、いろいろ修正が入ってきて、どうせ2つとも対峙したままにしているんだから、そこに議論を入れたって始まらない話ですけれども、医務局長さんが当事者能力をお失いになったという問題を踏まえて、こういう表現にしてあります。

あとのところは、さっき申し上げましたように、相当抜本的な改革というものに手を着けたという点については、はっきり申し上げてよろしいかと思いますが、前回出した問題と基本的には変わっておりませんので、以上報告を終わらせていただきます。

○宮内議長 医療は随分白地がございますので、後でまた考えさせていただくということは、御了承いただきたいと思います。

それでは、次に福祉に移りますが、八代主査が御欠席ですので、これは事務局からお願いいたします。

○竹内審議官 それでは、福祉の関係、八代主査が御欠席でございますので、御説明させていただきます。

前回と変わりました点は2点でございますが、同一内容でございます。お手元の資料の15ページでございます。施設介護の経営主体の対等な競争の中の「イ P F I法を活用した公設民営方式の推進」ということでございますが、この最後の3行のところでございますが、実はこの臨時国会におきまして、P F I法が改正されまして、いわゆる国・地方の行政財産の貸し付け、従来禁じられたものが、P F I事業については貸し付けを認めるという法律の改正措置がなされておりますので、それに伴いまして、下3行でございますが、「行政財産の貸付けは禁止されていたが、先の臨時国会においてP F I法が改正され、特例措置が講じられたところである」というふうに直してございます。

同じ内容でございますが、今度は保育の関係でございます。18ページでございます。18ページの「イ 公立保育所の民間への運営委託等の推進」のところの下のパラグラフ、「また」以下のところでございますが、先ほどと同じように、「先の臨時国会においてP F I法が改正され、行政財産に関する規制の緩和が行われたところである」というくだりを入れておるわけでございます。

以上でございます。

○宮内議長 次に、人材に関しまして、清家主査からお願いいたします。

○清家委員 前回の御報告から、若干修文いたしました部分が2か所ございます。

1つは、25ページのイの「職業紹介規制の抜本的緩和」の中の更に「(イ) 求人企業か

ら徴収する手数料の上限に係る大臣基準の見直し」というところなのですが、その2段目のところに、この前の報告では、「インターンシップ紹介<仮称>」というふうになっていた部分がございますが、このところを「トライアル雇用紹介<仮称>」という形に改めました、これは前回も御説明いたしましたけれども、厚生労働省の方からかなり前向きにこういうことを認めていきたいという提案がございましたので、それに基づいて追記した部分でございますけれども、インターンシップ紹介という名前を付けますと、ちょっと学生のインターンシップの部分と混同して紛わしい部分がございますので、単に名前だけを、いずれにしても仮称でございますので、別の名称にさせていただけないかというふうに厚生労働省の方をお願いしております、それでももとの括弧の中にトライアルの有期雇用に引き続きというのは前の文にございましたので、トライアル雇用紹介という形に変えていただいたということでございます。

もう一つは、28ページのところの、アの「派遣労働者の拡大」の更に（ア）のところ、「派遣期間の延長」というところでございますが、その2段目のところの、「なお」以下のところなんですけれども、そこには、今般成立したこの長い名前の法律はというふうになっておりますけれども、前回のときにはまだこの法律が成立しておりませんでしたので、文章の書き方としてこの法律に関して、早期に法案の成立と施行を図るべきというふうに記述をしておりましたけれども、本日この法律が成立いたしましたので、表現を「その確実な施行を図るべきである」というふうに改めたところでございます。

以上2点でございます。

○宮内議長 それでは、次に教育、米澤主査からお願いいたします。

○米澤委員 前回からの違い、進展を御説明させていただきます。

38ページの「（2）高等教育機関によるキャリアアップの充実」という部分で、アとイと両方とも同じ形なんですけれども、細かい修文がありました。特に、ダブルメジャーの導入に対して、文部省から大学に対して積極的にいろんな形で働き掛けるという文言が付け加わりました。

同様に「パートタイム学生制度の創設」という部分も、文部省が各大学についてこの方式を取り入れるように、積極的に導入するよういろいろな支援策を考えるという文章を付け加えてもらいました。これは、比較的細かい修正でございます。

もう一点は、44ページに飛んでいただきますけれども、一番上のウの部分で、インターナショナルスクールというのがありますけれども、これは高等教育ではなくて小中高のインターナショナルスクールの卒業者の進学機会の拡大という、これは14年度中に措置とい

うことですが、これは前回基本的に書いてあった文章とは違うもので、文部省がより進めて確定した文章を出してきてもらったものです。基本的には、日本におけるインターナショナルスクール、文部省の基準を満たした学生について、卒業すればそれ以降の学校に対する進学資格というものは、そのまま日本の小中高と同じ形の機会が与えられるというものでございます。これについても随分進めていただいたので、教育分野全般としては、文部省さんは随分いろいろ譲歩して下さったのではないかと感じております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。次は環境、生田主査お願いいたします。

○生田委員 かなり精力的に関係者と打ち合わせを重ねたのと、事務局が非常に努力して下さったので、前回御報告申し上げたとおり、ほとんどすべて合意済みと申し上げたんですが、その意味では今回全く前回御説明申し上げたとおりであります。

ただ、一か所だけ、言わばワーディングの変更だけで、57ページの上から10行目ぐらい6)というところがありますが、ここで今後どういう自動車をエンカレッジしていくかというところの表現が、前は経済産業省、国土交通省及び環境省において策定した、低公害車開発・普及及びアクションプランを推進するというふうに、かなり特定していたんですが、これをもう少し一般化いたしまして、クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、低燃費車についてというふうに、一般化したというだけでございまして、後は前回申し上げたとおりでございます。

○宮内議長 ありがとうございます。次は都市再生、村山主査からお願いいたします。

○村山委員 都市再生に関しましては、細かいものを含めまして全部で4点あるかと思えます。

まず、1点目は、65ページ目の「具体的施策」のちょっと上のところなんですけれども、税制の話なんです、具体的施策の方で税制の細かい点を指摘するということはやらないわけなんです、こちらの「具体的施策」のすぐ上に書いてありますように、「不動産市場の活性化に有効な税制の活用等、規制改革に加え、予算、税制を合わせた総合的な取組を推進していくことが極めて重要である」というような文言を入れることができました。それから、2点目なんですけれども、69ページ目の一番下の「(カ)都市計画・建築規制の説明責任」というところで、これの下2行のところなんですけれども、「都市計画・建築規制に関する行政事件訴訟について、出訴要件の明確化」以下というようなところなんですけれども、これが昨日やっとまとまりました。

要するに、どういうことかと申しますと、都市計画に関して不服等がある場合に、現在

では原告適格性であるとか、出訴要件に関しまして、十分な情報提供がなされていないということで、都市計画の明確性といったようなものが、住民等にとって損われているという指摘があるのに対して、こういったものをクリアーにできるような形で、行政事件訴訟法等に関して措置をするというようなことをございます。

3点目に関しましては、71ページ目のエの「(イ) 土地収用法の積極的活用」というところ、これも昨日やっとまとまったところなんですけれども、要するに、土地収用法というのがございますけれども、余り積極的に活用されていない、特に時期の問題が非常にあいまいであるということで、特に下3行「このため、事業者に土地収用法の事業認定等を適期に申請させるための」以下この文章に書いてありますとおり、適切な時期に収用手続きに移行させるための措置を明確化させるというようなことをございます。

最後に、この前御報告できなかつたこととして、交通渋滞の緩和に関しましては、八田副主査の方から御説明していただきたいと思ひます。

○八田委員 前回、決まっておつたんですが、前回お配りしたものの中から落ちておりましたので、この71ページの下「交通渋滞の緩和」というのを簡単に御説明申し上げます。まず、道路の掘り返しがどこでもあると、それで非常に長いと、これの一つの原因は、工事時間を非常に短くして、それから工事の長さも短くして、その日の渋滞をなるべく少なくしようとしている。しかし、その結果、工事期間が大変長くなってしまふんで、全体での工事コストが大きくなってしまふ。

したがって、この道路使用の要件を決めるに際しては、1日の混雑コストだけではなくて、工事全体のコストを勘案するように運用するというふうになりました。

次の「民間委託等の推進による駐車違反の取締り業務の効率化」というのは、要するに、民間の会社が駐車違反を見付けるというサービスを導入したらどうだろうというわけです。しかし、それは基本的には、警官が最終的にはやらなければいけない仕事だというわけで、それでは補助的な仕事としてそういうものを加えて、ここの心としては、おばさんが調べて、そして携帯でもつてお巡りさんに知らせると、お巡りさんはパトカーにあるナビでもつてどこかわかると、そういうようなことを考えておまして、その民間委託をこれから一層積極的に進めるということをございます。

(ウ)の時差料金制は、要するに、ピーク時に通勤でいつも混んでいるのは30分か1時間ですから。オフピークの値段を安くして、その代わりにピーク時の値段を高くすると、実際に迷惑を掛けてないわけですから、それによってオフピークに多くの通勤客を増やして、特にサービス業関係の通勤客を増やす、買い物客も増やす、それからピーク時の客

をオフピークに移すというような方策を、鉄道事業者が採用したくなるような誘因を与える、そういう規制をこれから検討してくれということになりました。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、次に競争政策・法務・金融、この3分野を神田主査からお願いいたします。

○神田委員 まず競争政策につきましては、前回白紙でありましたところが、お手元の資料で申しますと77ページのアの（ア）と（イ）ですけれども、そこに書きましたような形で最終的にまとまりました。一々読みませんけれども、前々回にお出ししたのと趣旨はほとんど変わりませんので、こういうことで折衝を経て落ち着きました。

次に法務でございますけれども、法務につきましては、2か所調整がついておりませんでしたけれども、それぞれ最終的に今週の火曜日までにまとまりました。1か所は、80ページの「イ 隣接法律専門職種の活用等」ということであり、もう一か所は、次の81ページの「（3）私法上の事業組織形態の検討」というものでございます。これらにつきましては、内容の趣旨に変更はないというふうに理解しております。

そして金融の分野につきましては、「てにをは」を若干整理したところがございませけれども、内容に変更はありません。

以上です。

○宮内議長 それでは、次に農林水産業、流通、これにつきましては事務局からお願いいたします。

○磯部審議官 農林水産業の92ページに、実施期日を入れた1行がございませますが、その点を変更しております。

それ以外の変更はございませません。

○宮内議長 エネルギー、運輸分野、鈴木主査、お願いいたします。

○鈴木委員 エネルギーにつきましては、基本的な内容というものは変わっておりませけれども、97ページを御注意いただきたいんですけれども、このヘディングのところ、先回から申し上げておりますけれども、エネルギーの自由化というものは、今回かなり技術的な問題を含みますので、余り詳しくは申し上げませませんでしたけれども、いわゆる小売の自由化というものを完全に行うというための必須なやり方というものを書いたわけでございまして、これで完成編だということになるかと思っておりますけれども、これに対して私は小売の自由化を数年前から始めて今日まで至ったんですけれども、ものの取り決めをしていくところの、どうやっていったら一番スムーズに内容を取れるかというところを考えま

すと、今ちょうど同時並行的に資源エネルギー庁の調査会の電気事業分科会という場を通じて、検討がまさに始まろうとしておるところであるわけなんです。私どもは、この検討が終わってしまった後でものを言っても意味がないから、その検討に対して強烈なたがをはめて、この方向以外の選択肢はないですよということを言おうとしてやったわけでございます。

ただし、何せこのその他分野というのは、スタートしたのも非常に遅くて、審議する時間も十分ではないと。業界ヒアリングも、声を掛けたんですけれども、日程が合わないか、逃げられたのか、どっちか知りませんが、要するに、やられていないということでございます。以前のときの小売の自由化のときには、業界ヒアリングは公開討論まで含めて何度もやったわけでございます。そういうことを考えますと、やはりこの方向を夢逸脱することなかれということをはっきりさせて、この中身の内容を3か年計画の中にきちっと盛り込んで、そしてその方向で分科会の場で検討・検証を行って、経済産業省において早急に結論を得るべきであると。

私が、はっきり言いますと、今までもこういう審議会というものを引用したことは皆無でございます、これを掛けるのは大嫌いなことでございますけれども、しかし今回の問題、今そういうのが審議されようとしておる最中であって、合意形成ということに対して、やはりそれを円滑にさせていくというためには、こういう仕組みをつくって、こういうような形でやっていかないと、できることができなくなってくるということを考えまして挿入させていただきました。

昨日、そういうことを書くと大変支障になるだなんていうことを言われましたけれども、そういう状況と中身の業界にとっての重要性ということを考えて、御容赦いただきたいと思っております。

ただし、内容はこうすることによって、私に言わせれば、99%までこの内容に従ったもので実現されていくという確信を持っておりますので、その点を御報告しておきたいと思っております。以下の中身は変わっておりません。

その次に、ガスにつきましては、これは変わっておりません。

運輸でございますが、運輸については、トラック、タクシー、それから内航海運、港湾運送事業等は変わっておりません。

高速自動車道における、自動二輪車二人乗りに関する規制の取り扱いは、ただ時間をもう少し繰り上げろというだけの話ですけれども、実はその後があったんですけれども、これが最後の最後かと思ったら、最後の最後ではなかったんですけれども、その最後の最後

は、確実に確認するだなんていう面白いことをおっしゃるものですから、そのところがあれしたわけですが、内容については予定通りでございます。

港湾における輸出についても、基本的な線は前回出したものと同じでございます。

以上でございます。

○宮内議長 それでは、基準認証につきまして、清家主査からお願いいたします。

○清家委員 基準認証に関しては、前回御説明した内容と全く変わっておりません。

○宮内議長 それでは、最後に手続簡素化等と「おわりに」というところがございます。

これにつきまして、事務局よりお願いいたします。

○吉原室長 手続の簡素化の方につきましては、109 ページからになりますけれども、最終的なリスト、若干先回御紹介したよりも数が増えておりますけれども、こういうことで整理をしております。

それから、1 ページ戻っていただきますと、108 ページにあります「おわりに」でございますけれども、一番最後のところに若干変更がございます。ちなみに、始めのところの2 つ目のコメントで、お名前を言い忘れましたが、河野委員の方からコメントがございました。それから、これも河野委員からの御指摘を踏まえたところでございますけれども、下から3 行目「受益者である生活者・消費者の一層の理解が得られるよう更なる努力を傾注していく所存である」というところを付け加えさせていただいております。

以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。これで、全部の今日までまとめました点、先週からの変更点の御説明をいただいたわけでございます。それでは、全体につきまして、御意見・御質問等を承りたいと思います。

どうぞ、八田さん。

○八田委員 この中身についてではないんですが、今回初めてこの会議に参加させていただいて、各官庁と折衝をした結果持った印象なんですが、意見が対立するときはどうするかということなんです。お役所としては、悪気はないんでしょうけれども、いつまでも返事をしないとか、だめだだめだと言うと、そうするとそこが抜けると、これは本当に要求しても向こうが、例えば課長さんのレベルでのみみたいということだけが入ってしまうと、これは基本的な方法として、来年度からは改めた方がいいんじゃないかと思えます。そこで、予算折衝のようなプロセスを使うのがいいんじゃないかと思えます。

中間とりまとめのときに、大臣がおっしゃったようなプロセスですね。もし課長さんのレベルで合意ができなかったら、そうすると上に上げて局長さんと交渉すると、それで

もだめだったらば、ここに次官にいらしていただいて、そして大臣が両者の意見を聞いて向こうの大臣とお話しいただくかどうかをお決めになると、そのようなプロセスを来年は前もってスケジュールを立てて、そして大体いつごろまでに局長レベルでやるというような計画を立ててやれば、そうするとかなり生産的に話が進むのではないかと思います。それから、実は向こうとぶつかることの原因というのは、幾つかあると思いますけれども、私が考えただけでも、まず憲法問題があってだめだということがあるんです。そういうふうに法制局が言っていると。これは課長さんのレベルでも局長さんのレベルでもだめで、本当に大臣のレベルでお考えいただいて、政治的に最終的には御判断いただくような性質のものだと思います。

法律を変えたばかりだから、また変えるのは嫌だというのがある。これもかなり上に行かなければいけないと思います。

もうちょっと下のレベルでは、他の審議会でもやっているから、これは勘弁してくれと。他の法律を全部いろいろと変えてしまわなければいけなくなってしまうから、大変過ぎると。それぞれに課長さんのレベルはもっともな断わる理由があるわけです。したがって、これは上げていくプロセスが必要だと、そういうものを来年度は前もってつくっていただければと思いました。

あえて言えば、もう一つ、他の審議会と兼ねているときにどうしたらいいかということなんです。それで、私自身の対応は審議会によって違っておりまして、先ほど鈴木委員がおっしゃった電気の分科会について、私も参加しておりまして、今そっちから来たところで、向こうでもこの総合規制改革会議がどうなるかというので、冒頭に事務局が説明されて大変だったんですが、私はこのことについては個人的に自由化の旗振りなんて、それでこっちでまた言ったら、幾ら何でも電力会社も不公平だと思うだろうと思って、私はそれについては遠慮させていただいているんですが、建築審議会の関係は、今は名前がちょっと変わりましたが、メンバーが森委員も含めて何人も、専門委員も含めて全部で4人ぐらいいらっしゃいまして、それはどんどん積極的にやっていって、だから対応がいろいろ違うんです。だから、こういうことも長期的には方針をお決めいただければ、大変ありがたいと思いました。

もう個人個人に任せるのか、会議として、そういうコンフリクト・インタレストに対して、どういうふうな解決法を取るのかということ、方針として決めていただければと思いました。

以上でございます。

○宮内議長　そういうやり方につきましては、また来年度のときにいろいろゆっくり議論できると思いますし、議論する必要があるかと思いますが、ありがとうございますでした。

あと御意見・御質問等ございますでしょうか。どうぞ。

○奥谷委員　91ページの農林水産業に関してなんですが、今からでは遅くて来年になるのかもしれませんが、農協の問題に対しては全然触れないのでしょうか。

○宮内議長　ちょっとこれは主査はおられません、どなたかこれについて、触れないというタブーはないと私は思うんですけども。

○奥谷委員　こういう法人化を含めてのことで、農協が一番かなめになってくると思うんです。

○磯部審議官　八代委員の問題意識としてはあると思いますが、先ほどもお話が出ましたように、全体として時間のない中で、とりあえずここでは触れないという決定でございました。

○奥谷委員　来年になったら触れてもいいということですか。

○磯部審議官　その可能性はあると思いますが、とりあえずここでは触れないという御決定がありました。

○奥谷委員　わかりました。それから、戻って申し訳ないんですが、タイトル案のことなんですが、規制推進というとなんか弱い感じがするんですね。「規制改革の推進に関する第1次答申」というのは、もしできれば規制改革を断行するための第1次答申とか、いかがでしょうか。

○宮内議長　一応こういうタイトルで御賛同いただいたかと思いますが、これはあえて御異論があればあれでございしますが、何か御意見ございますか。

強い言葉は、幾らでも使えるとは思いますがね。

○奥谷委員　だけど、この推進というのはもう使い古された言葉で、余りインパクトも何もないのではないかという。

○宮内議長　何か、どうぞ。

○米澤委員　確かに、推進という言葉は、いろんなところで使い古されているとは思いますが、我々はこの総合規制改革会議で今年度やってきた中身というのが基本的に問われるわけで、世の中の受け方としては、規制改革はどうなったんだというのが、まず最初に頭に来るんで、その中身をちゃんと提示していれば、こういう落ち着いた表現でいいのではないかと、断行というと何となく、その断行がというふうに標榜している諮問委員会もあ

りますけれども、何となくちょっと性格も違うような気がしますし、そこは言わなくてもいいかもしれませんが、私は個人的に落ち着いて推進でいいのではないかという気がいたします。

○宮内議長 これを議論し始めると時間を取ってしまいますので、一応御賛同いただいたということで、お気持ちは十分くんで、こういうことでやらせていただくということで、よろしゅうございませうか。奥谷さんにはちょっと我慢していただきまして。

あと、もしございませんでしたら、先ほどの、特に医療の分野につきまして、まだ未解決の部分がございませう。しかしながら、その部分を待つて本答申を決定するという事はなかなかタイミング等のことで難しかろうと思ひます。したがひまして、この部分の措置につきましては、誠に僭越ですけれども、議長に御一任いただくという形でよろしければ、本答申案を決定させていただくということをお願いしたいと思ひるのでございませうけれども、そういうことでよろしゅうございませうか。

(「異議なし」と声あり)

○宮内議長 それでは、そのようにさせていただきたいと思ひます。

最後に、これを発表するときに、議長談話という形でアピールをするものを出してはという話がござひまして、答申に当たってと称する、国民に対するメッセージというのはちょっとオーバーかも知れませうけれども、国民に対してこういうことを考えているんだということを、言うならばこの前文にあるようなことを簡潔に記述したものをつくらせていただきました。これにつきまして、御検討いただきたいと思ひますので、事務局からお読みいただくということをお願いいたします。

○吉原室長 答申に当たって、議長談話、当会議は本日、これまでの検討結果をとりまとめ総理に答申いたしました。今回の答申では、これまでの規制改革で十分に踏み込めなかつた生活者向けサービス分野に正面から取り組み、少子・高齢化が進む中で高まるサービス充実の要望に応えるための医療・福祉分野の規制改革、深刻化する雇用情勢に対応するための、人材分野の規制改革など、いずれも我が国が直面する課題の解決に不可欠と考える措置を提言しています。

政府は、我が国の緊要な課題である構造改革を実現するため、この答申に掲げた施策を速やかに実施されるよう提言する次第です。

いかにして我が国が停滞から脱し、活気にあふれた経済社会を築いていくか、規制改革が極めて有力な処方箋であることは論を待ちませう。

厳しい経済社会情勢にある今日、改革に伴う痛みはありますが、それを乗り越えてこそ

我が国の輝く将来があると確信し、今後とも聖域を設けることなく、速やかな規制改革に邁進していく決意です。

今後、当会議は、年度内の活動として、既存の3か年計画のフォローアップを行うとともに、今回の答申の内容がしっかりと3か年計画に位置づけられることを注視していく所存です。また、次なる改革テーマの調査審議にも取り組んでまいります。

この機会に、関係各位に対して、これまでの当会議の審議への御協力に深く感謝の意を表すものであります。国民の皆様の変わらぬ御理解と御支援をお願い申し上げます。

○宮内議長 議長談話の原稿を読んでいただき、私が訂正するのも非常にあれなんですけれども、奥谷さんの御意見もございますので、2つ目のパラグラフ、政府は我が国の緊要な課題である構造改革を実現するため、この答申に掲げた施策を断行されるよう提言する次第ですと、この辺りで妥協していただければと、そういうふうに変えさせていただきたいと思いますが、以上のような内容のものを発表させていただくということにつきまして、いかがでございましょうか。何かその他も含めまして、御意見ございましたら。

それでは、御賛同いただいたということで、そのように断行させていただきたいというふうに思います。

それでは、この辺で、本当に長い間、寝食を忘れ、仕事を放り投げてやっていただいた委員の皆様方、また事務局が文字通り寝食を忘れて御協力いただいたということで、こういうふうな答申がつくられたということに対しまして、皆様方に心より御礼を申し上げますし、また政治的な意味合いで、非常に難しい中を力強く御支援いただきました、担当の石原大臣、また今日御参加いただいております、松下副大臣並びに渡辺大臣政務官、皆様方のバックアップがないとできなかったということも事実でございます。この席を借りまして、お礼を申し上げたいと思います。

最後に、石原大臣から一言ごあいさつをちょうだいできればと思います。

○石原大臣 私と松下大臣から一言お話しをさせていただきたいと思います。松下大臣は、実は農業の分野でかなり党内でめった打ちに遭いながら、今回かなり御尽力をいただきました。

私は、なかなか特殊法人の問題等ありまして、節目しか出席できなかったことをおわび申し上げますが、委員の皆様方は5月の初会合以来、7月の中間とりまとめ、そして9月からの各ワーキンググループの審議等々、各府省との折衝等、お忙しい中お時間を割いていただき、このようなすばらしい答申案をまとめていただきましたことに、本当に心から感謝を申し上げます。

小泉総理の諮問機関の委員であられる皆様方が、小泉総理が掲げる構造改革の最先端、最重要課題である規制改革につきまして、ここまでこの短時間で深く掘り下げていただいたことは、大変すばらしいことだと思っております。この後は、松下副大臣ともども、政府としてこの答申を最大限尊重して、いよいよ1月からの通常国会に法案を提出できるよう党の準備を進めていかなければならないと思っております。そして、3か年計画に着実に反映させていかなければならないと考えております。

また、先ほども奥谷委員からお話がありましたように、農業の分野で農協の問題が落ちているといったように、答申で盛り込めなかった問題や、新たな問題等についても各委員の方々にいろんなお考えがあることを、この審議を通じまして私も感じております。今後そうした改革を更に進めまして、これは河野委員の言葉だそうでございますが、生活者・消費者の一層の理解が得られるような、さらなる努力を傾注して、私といたしましても、経済活性化が実現することが、私どもの本当の使命ではないかと考えております。

どうぞ、重ねまして、これからもよろしく御指導お願い申し上げます。

それでは、松下副大臣、続きまして、お願いいたします。

○松下副大臣 石原大臣を助けて、これからも仕事をしていきたいと考えております。これからがスタートでありまして、もうどんなことが起こるかも、いろんな予想もしながら、そこを断固としていかなければいけないと思っておりますし、断行という言葉はまさにしなければいけないという覚悟だと思っております。

党の方のいろんな意見も、私のところには十分届いておりますから、これから気合を入れてやっていきたいと思っております。どうぞこれからもよろしく御支援をお願いいたします。

ありがとうございました。

○宮内議長 ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。